

① 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての方（一定の障害があり、加入を希望する方は65歳以上から）に加入いただく制度です。

都道府県ごとに全ての市区町村が合同で設立した後期高齢者医療広域連合という組織が運営しています。

市区町村と後期高齢者医療広域連合とは、お互いに緊密に連絡を取り合って高齢者の方々のサービス向上に努めています。

加入者と申請方法

- ① 75歳以上の全ての方：75歳の誕生日から加入となり、原則申請は必要ありません。
- ② 満65歳～74歳で下記の障害程度に当たる方：障害程度を証する手帳等をお持ちの上、申請（任意）してください。

- ・国民年金証書（障害年金1・2級）
- ・身体障害者手帳1～3級（一部の障害は4級まで可※）
- ・愛の手帳（療育手帳）1・2度
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級

※4級の一部の障害とは、「下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）」、「下肢障害4級3号（一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）」、「下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）」、「音声・言語機能障害」です。

問い合わせ

保険年金課

☎ 60-1913

② 医療機関にかかるとき

医療機関や薬局の受付で、次のいずれかの方法により資格情報の確認を受けてください。

- ① マイナ保険証を利用する
- ② 資格確認書を提示する

高額療養費制度における限度額の適用について

- ・自己負担割合が3割で、同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方
 - ・自己負担割合が1割で、住民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方
- は、次のいずれかの受診方法により、保険適応の医療費の窓口での自己負担額を限度額までとすることができます。

〈マイナ保険証をお持ちの方〉⇒マイナ保険証を提示する

〈マイナ保険証をお持ちでない方〉⇒限度額区分を記載した資格確認書を提示する

限度額について詳しくは東京都後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。

特定疾病療養受療証の発行

以下の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方は、保険年金課に申請することで、特定疾病療養受療証の交付を受けることができます。

医療機関窓口で提示することで、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円までとなります。有効期間はありません。

- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・血友病
- ・血液製剤の投与に起因するHIV感染症

なお、特定疾病の認定を受けた場合は、マイナ保険証を利用して受診する際に特定疾病認定情報の提供に同意することで、特定疾病療養受療証の窓口での提示は不要になります。

また、保険年金課に申請することで、特定疾病区分を記載した資格確認書の交付を受けることもできます。

問い合わせ

保険年金課 ☎ 60-1913

後期
高齢者
医療

3 医療費等の払い戻し等について

医療費等の払い戻し

下記のような場合には、申請により東京都後期高齢者医療広域連合から医療費等の払い戻しを受けられる場合があります。

- ① 医師の診断に基づき、コルセットなどの治療用装具を購入したときや輸血の生血代など
- ② 緊急時や旅行先などで、やむをえずマイナ保険証、資格確認書を提示せずに受診し、医療費を全額自己負担したとき
- ③ 移動が困難な重病人が、医師の指示により緊急的に転院し、直ちに処置しなければ生命に危険が及ぶなどの場合に、交通機関を利用しその費用を負担したとき

高額療養費の支給

月の1日から末日までに医療機関に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合は申請により、高額療養費として、東京都後期高齢者医療広域連合から払い戻しが受けられます。同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者で入院している方がいる場合は、世帯合算することができます。

※高額療養費の支給対象者の方へは、東京都後期高齢者医療広域連合から案内書と申請書を送付します。一度申請を行い振込口座の登録をすると、2回目以降の申請は不要となります。

差額室料などの医療費負担

病院などに入院したときにかかる差額室料や食事代、おむつ代は保険が適用されず、全額自己負担になります。後期高齢者医療制度に加入している方も、この費用については公的な助成が受けられません。

高額医療・高額介護合算制度

96ページをご覧ください。

問い合わせ

保険年金課

☎ 60-1913

4 保険料について

後期高齢者医療制度の保険料

皆さんが病気や怪我をしたときの医療費などに充てるため、医療費総額の一定割合を保険料として納めていただきます。

保険料は、国や都、市区町村からの負担金や補助金及び他の現役世代からの支援金などと合わせ、後期高齢者医療制度の運営のために重要な財源となります。

◎被保険者一人ひとりが納めます。

保険料の決め方

東京都における令和8年度均一保険料（年額）

=①医療分（100円未満切り捨て）+②子ども・子育て支援金分（100円未満切り捨て）



※1 保険料計算のもととなる所得金額とは、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

※2 保険料を決める基準（均等割額・所得割率）は、2年ごとに見直され、原則として、東京都内で均一となります。

保険料の納め方

- ① 保険料の徴収は市が行います。
- ② 納付方法は公的年金からの引き落とし（特別徴収）と納付書による納付又は口座振替（普通徴収）の2通りがあります。
- ③ どちらの納付方法でも保険料は変わりません。

社会保険料控除について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税や住民税を計算するとき、社会保険料として控除されます。特別徴収の方はご本人に社会保険料控除が適用されますが、口座振替を選択された場合は保険料を引き落としした口座の名義人に適用されます。

納付済額が記載された「後期高齢者医療保険料納付確認書」の発行を希望する場合

保険年金課後期高齢者医療係までお問い合わせいただくか、下記オンライン申請（LoGoフォーム）より発行の申請をしてください。



問い合わせ

保険年金課

☎ 60-1913

5 納付相談

保険料の納付が困難なとき

事情により保険料の納付が困難なときは、お早めに保険年金課にご相談ください。

保険料の滞納をつづけていると

災害等の特別な事情のある方を除いて、滞納が続く方には滞納処分をする場合がありますのでご注意ください。

保険料の減免

災害等により大きな損害を受けたときや、事業の休廃止等の特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにご相談ください。

問い合わせ

保険年金課

☎ 60-1913